

航空自衛隊達第9号

改正昭和35年8月25日航空自衛隊達第38号

昭和37年1月31日航空自衛隊達第6号

昭和37年2月19日航空自衛隊達第8号

昭和37年4月9日航空自衛隊達第20号

昭和38年1月29日航空自衛隊達第7号

昭和40年4月15日航空自衛隊達第5号

昭和40年11月27日航空自衛隊達第26号

昭和42年1月30日航空自衛隊達第4号

昭和42年11月20日航空自衛隊達第45号

昭和46年7月7日航空自衛隊達第21号

昭和48年8月17日航空自衛隊達第18号

昭和48年12月17日航空自衛隊達第35号

昭和49年6月11日航空自衛隊達第19号

昭和49年10月2日航空自衛隊達第33号

昭和51年6月25日航空自衛隊達第16号

昭和52年6月9日航空自衛隊達第10号

昭和52年11月9日航空自衛隊達第22号

昭和53年7月28日航空自衛隊達第24号

昭和55年9月30日航空自衛隊達第15号

昭和56年4月3日航空自衛隊達第26号

昭和56年12月14日航空自衛隊達第38号

昭和57年4月12日航空自衛隊達第14号

昭和57年6月7日航空自衛隊達第19号

昭和58年3月3日航空自衛隊達第5号

昭和58年10月27日航空自衛隊達第14号

昭和59年2月29日航空自衛隊達第8号

昭和59年11月8日航空自衛隊達第28号

昭和61年7月4日航空自衛隊達第16号

昭和61年11月21日航空自衛隊達第23号

昭和62年1月14日航空自衛隊達第2号

昭和62年9月30日航空自衛隊達第33号

昭和63年5月17日航空自衛隊達第15号

昭和63年7月28日航空自衛隊達第22号

平成元年5月12日航空自衛隊達第29号

平成元年6月5日航空自衛隊達第34号

平成元年 9 月 26 日 航空自衛隊達第 43 号
平成 2 年 2 月 2 日 航空自衛隊達第 1 号
平成 3 年 3 月 14 日 航空自衛隊達第 3 号
平成 3 年 10 月 17 日 航空自衛隊達第 25 号
平成 3 年 12 月 2 日 航空自衛隊達第 31 号
平成 4 年 3 月 31 日 航空自衛隊達第 12 号
平成 4 年 7 月 17 日 航空自衛隊達第 36 号
平成 4 年 10 月 26 日 航空自衛隊達第 48 号
平成 5 年 9 月 28 日 航空自衛隊達第 36 号
平成 5 年 11 月 30 日 航空自衛隊達第 45 号
平成 6 年 2 月 16 日 航空自衛隊達第 3 号
平成 6 年 9 月 29 日 航空自衛隊達第 32 号
平成 7 年 10 月 6 日 航空自衛隊達第 32 号
平成 8 年 9 月 10 日 航空自衛隊達第 18 号
平成 8 年 12 月 19 日 航空自衛隊達第 25 号
平成 9 年 6 月 13 日 航空自衛隊達第 15 号
平成 9 年 6 月 26 日 航空自衛隊達第 16 号
平成 9 年 10 月 21 日 航空自衛隊達第 24 号
平成 10 年 5 月 28 日 航空自衛隊達第 12 号
平成 11 年 3 月 24 日 航空自衛隊達第 6 号
平成 11 年 6 月 1 日 航空自衛隊達第 17 号
平成 12 年 2 月 15 日 航空自衛隊達第 5 号
平成 12 年 9 月 22 日 航空自衛隊達第 39 号
平成 12 年 9 月 28 日 航空自衛隊達第 41 号
平成 12 年 11 月 1 日 航空自衛隊達第 49 号
平成 12 年 12 月 11 日 航空自衛隊達第 53 号
平成 12 年 12 月 14 日 航空自衛隊達第 58 号
平成 13 年 3 月 30 日 航空自衛隊達第 18 号
平成 13 年 11 月 7 日 航空自衛隊達第 40 号
平成 14 年 8 月 19 日 航空自衛隊達第 20 号
平成 15 年 3 月 26 日 航空自衛隊達第 5 号
平成 15 年 8 月 27 日 航空自衛隊達第 34 号
平成 15 年 9 月 25 日 航空自衛隊達第 36 号
平成 16 年 3 月 29 日 航空自衛隊達第 9 号
平成 16 年 9 月 28 日 航空自衛隊達第 24 号
平成 17 年 2 月 2 日 航空自衛隊達第 2 号

平成17年 7 月19日航空自衛隊達第21号
平成21年 3 月25日航空自衛隊達第 2 号
平成21年 9 月24日航空自衛隊達第37号
平成22年 4 月16日航空自衛隊達第10号
平成23年 4 月 1 日航空自衛隊達第20号
平成23年12月 2 日航空自衛隊達第39号
平成29年 3 月27日航空自衛隊達第 8 号
平成29年10月24日航空自衛隊達第42号
平成30年 6 月25日航空自衛隊達第17号
令和元年 6 月10日航空自衛隊達第 5 号
令和元年 9 月20日航空自衛隊達第17号
令和 2 年12月23日航空自衛隊達第58号
令和 3 年 5 月21日航空自衛隊達第47号
令和 4 年 3 月31日航空自衛隊達第28号
令和 4 年 6 月24日航空自衛隊達第41号
令和 4 年11月22日航空自衛隊達第49号
令和 6 年 3 月 6 日航空自衛隊達第 6 号
令和 6 年 6 月25日航空自衛隊達第39号

航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達を次のように定める。

昭和34年3月4日

航空幕僚長 空将 佐薙 毅

航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達

(目的)

第1条 この達は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について（通達）（防人計第4112号23. 4. 1）別紙第3第2項の規定に基づき、航空機の種類を指定することを目的とする。

（課程又は講習の名称等と指定機種）

第2条 課程又は講習の名称による機種を別表第1のとおり指定する。

2 国土交通大臣が行う操縦士の技能証明による機種を別表第2のとおり指定する。

附 則

この達は、昭和34年3月4日から施行する。

附 則（昭和35年8月25日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和35年8月25日から施行する。

附 則（昭和37年 1 月31日航空自衛隊達第 6 号）
この達は、昭和37年 1 月31日から施行する。

附 則（昭和37年 2 月19日航空自衛隊達第 8 号）
この達は、昭和37年 2 月19日から施行する。

附 則（昭和37年 4 月 9 日航空自衛隊達第20号）
この達は、昭和37年 4 月 9 日から施行する。

附 則（昭和38年 1 月29日航空自衛隊達第 7 号）
この達は、昭和38年 1 月29日から施行する。

附 則（昭和40年 4 月15日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、昭和40年 4 月15日から施行する。

附 則（昭和40年11月27日航空自衛隊達第26号）
この達は、昭和40年11月27日から施行し、昭和40年 9 月30日から適用する。

附 則（昭和42年 1 月30日航空自衛隊達第 4 号）
この達は、昭和42年 1 月30日から施行し、昭和41年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和42年11月20日航空自衛隊達第45号）
この達は、昭和42年11月20日から施行する。

- 附 則（昭和46年 7 月 7 日航空自衛隊達第21号）
- 1 この達は、昭和46年 7 月 7 日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続するかぎり、なおその効力を有する。

附 則（昭和48年 8 月17日航空自衛隊達第18号）
この達は、昭和48年 8 月17日から施行する。

附 則（昭和48年12月17日航空自衛隊達第35号）
この達は、昭和48年12月17日から施行する。

附 則（昭和49年 6 月11日航空自衛隊達第19号）
この達は、昭和49年 6 月11日から施行する。

- 附 則（昭和49年10月 2 日航空自衛隊達第33号）
- 1 この達は、昭和49年11月 1 日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

- 附 則（昭和51年 6 月25日航空自衛隊達第16号）
- 1 この達は、昭和51年 6 月26日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和52年 6 月 9 日航空自衛隊達第10号）

- 1 この達は、昭和52年6月9日から施行する。
- 2 この達施行の際、T-2を指定されている者については、F-1の指定を追加するものとする。

附 則（昭和52年11月9日航空自衛隊達第22号）

- 1 この達は、昭和52年11月9日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和53年7月28日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和53年7月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、航空実験団においてT-3の実用試験に従事している操縦士等のうち、第1初級操縦教官課程又は同課程講習の修了者については第1初級操縦教官機種転換課程を修了したものとみなし、その他の者についてはT-3機種転換操縦講習を修了したものとみなして、それぞれ機種を指定するものとする。

附 則（昭和55年9月30日航空自衛隊達第15号）

- 1 この達は、昭和55年9月30日から施行し、改正後のB-65操縦講習に係る規定は、同年8月9日から適用する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されたものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。また、海上自衛隊による計器飛行（空自）課程の修了者については、B-65の指定を追加するものとする。

附 則（昭和56年4月3日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和56年12月14日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和56年12月17日から施行する。

附 則（昭和57年4月12日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、昭和57年4月12日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和57年6月7日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和57年6月7日から施行する。

附 則（昭和58年3月3日航空自衛隊達第5号）

- 1 この達は、昭和58年3月3日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和58年10月27日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和58年10月27日から施行する。

附 則（昭和59年 2 月29日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和59年 2 月29日から施行する。

附 則（昭和59年11月 8 日航空自衛隊達第28号）

この達は、昭和59年11月 8 日から施行する。

附 則（昭和61年 7 月 4 日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和61年 7 月 4 日から施行する。

附 則（昭和61年11月21日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和61年12月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 1 月14日航空自衛隊達第 2 号）

この達は、昭和62年 1 月14日から施行する。

附 則（昭和62年 9 月30日航空自衛隊達第33号）

1 この達は、昭和62年10月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、航空実験団において、CH-47の実用試験に従事していた操縦者のうち、米留CH-47機種転換操縦課程未修了者については、CH-47J 操縦講習を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（昭和63年 5 月17日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和63年 5 月17日から施行する。

附 則（昭和63年 7 月28日航空自衛隊達第22号）

1 この達は、昭和63年 7 月28日から施行する。

2 この達施行の際、航空実験団においてT-4 実用試験又は試験運用に従事していた操縦士等のうち、基本操縦教官課程又は同課程講習の修了者については、T-4 教官操縦講習を修了したものとみなし、その他の者についてはT-4 操縦講習を修了したものとみなして、それぞれ機種指定をするものとする。

附 則（平成元年 5 月12日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成元年 5 月12日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 5 日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成元年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成元年 9 月26日航空自衛隊達第43号）

この達は、平成元年 9 月26日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月 2 日航空自衛隊達第 1 号）

1 この達は、平成 2 年 2 月 2 日から施行する。

2 この達施行の際、現に基本操縦（T-4）課程（試行）を受講している者が同課程を修了した場合及び同課程を既に修了している者については、基本操縦（T-4）課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成 3 年 3 月14日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、平成3年3月14日から施行する。

附 則（平成3年10月17日航空自衛隊達第25号）

- 1 この達は、平成3年10月17日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成3年12月2日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成3年12月2日から施行する。

附 則（平成4年3月31日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月17日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成4年7月17日から施行する。

附 則（平成4年10月26日航空自衛隊達第48号）

この達は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成5年9月30日から施行する。

附 則（平成5年11月30日航空自衛隊達第45号）

- 1 この達は、平成5年11月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、救難操縦（UH-60J）課程（試行）を既に修了している者については、救難操縦（UH-60J）課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成6年2月16日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成6年2月16日から施行する。

附 則（平成6年9月29日航空自衛隊達第32号）

この達は、平成6年11月29日から施行する。

附 則（平成7年10月6日航空自衛隊達第32号）

- 1 この達は、平成7年10月6日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成8年9月10日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成8年9月26日から施行する。

附 則（平成8年12月19日航空自衛隊達第25号）

- 1 この達は、平成8年12月19日から施行する。
- 2 この達施行の際、救難操縦（U-125A）課程（試行）を既に修了している者については、救難操縦（U-125A）課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成9年6月13日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成9年6月13日から施行する。

附 則（平成9年6月26日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成9年10月21日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成9年10月21日から施行する。

附 則（平成10年5月28日航空自衛隊達第12号）

- 1 この達は、平成10年5月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕

(1)～(4) 〔略〕

附 則（平成11年6月1日航空自衛隊達第17号）

この達は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年2月15日航空自衛隊達第5号）

- 1 この達は、平成12年2月17日から施行する。
- 2 この達の施行の際、基本操縦（T-4）後期課程（試行）を既に修了している者については、基本操縦（T-4）後期課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成12年9月22日航空自衛隊達第39号）

- 1 この達は、平成12年9月22日から施行する。
- 2 この達の施行の際、飛行開発実験団においてXF-2実用試験又は試験的運用に従事していた操縦士等は、F-2機種転換操縦課程（試行）を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成12年9月28日航空自衛隊達第41号）

- 1 この達は、平成12年9月28日から施行する。
- 2 この達の施行の際、基本操縦（T-400）課程（長期）（試行）を既に修了している者については、基本操縦（T-400）課程（長期）を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成12年11月1日航空自衛隊達第49号）

- 1 この達は、平成12年11月6日から施行する。
- 2 この達の施行の際、戦闘機操縦（F-15）課程（試行）を既に修了している者については、戦闘機操縦課程を修了したものと見なして、E-767機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、E-767機種転換操縦課程を修了したものと見なして、それぞれ機種を指定するものとする。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月14日航空自衛隊達58号）

- 1 この達は、平成12年12月14日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成13年3月30日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月7日航空自衛隊達第40号）

- 1 この達は、平成13年11月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、F－2機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、F－2機種転換操縦課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成14年8月19日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成14年8月19日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成15年3月26日から施行する。

附 則（平成15年8月27日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成15年8月27日から施行する。

附 則（平成15年9月25日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成15年9月25日から施行する。

附 則（平成16年3月29日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年9月28日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、平成16年9月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に次の表の左欄の課程等を受講している者が同課程等を修了した場合及び同課程等を既に修了している者については、同表右欄の課程等を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

初級操縦教官機種転換課程	初級操縦教官機種転換（T－3）課程
初級操縦教官（T－7）課程（試行）	初級操縦教官（T－7）課程
初級操縦教官機種転換（T－7）課程（試行）	初級操縦教官機種転換（T－7）課程
新初等練習機国内委託講習	T－7機種転換操縦講習

附 則（平成17年 2 月22日航空自衛隊達第 2 号）

- 1 この達は、平成17年 2 月22日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に次の表の左欄の課程を受講している者が同課程を修了した場合及び同課程を既に終了している者については、同表右欄の課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

戦闘機操縦課程	戦闘機操縦（F－15）課程
戦闘機操縦（F－2）課程（試行）	戦闘機操縦（F－2）課程

附 則（平成17年 7 月19日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成17年 7 月19日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日航空自衛隊達第 2 号）

この達は、平成21年 3 月26日から施行する。

附 則（平成21年 9 月24日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成21年 9 月24日から施行する。

附 則（平成22年 4 月16日航空自衛隊達第10号）

- 1 この達は、平成22年 4 月16日から施行し、改正後の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成23年 4 月 1 日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月 2 日航空自衛隊達第39号）

- 1 この達は、平成23年12月 2 日から施行する。
- 2 この達施行の際、K C－7 6 7 機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、K C－7 6 7 機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成29年 3 月27日航空自衛隊達第 8 号）

- 1 この達は、平成29年 3 月27日から施行する。
（経過措置）
- 2 この達の施行前に、別に定めるところにより飛行開発実験団においてX C－2 の技術・実用試験及び試験的運用に従事した操縦士等は、この達による改正後の航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達別表第 1 に定めるC－2 機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。
- 3 この達の施行後に、次の表の左欄に掲げる試行の課程を修了した者は、そ

れぞれ同表右欄に掲げる課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

輸送機操縦（C－2）課程（試行）	輸送機操縦（C－2）課程
C－2機種転換操縦課程（試行）	C－2機種転換操縦課程

附 則（平成29年10月24日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成29年10月24日から施行する。

附 則（平成30年6月25日航空自衛隊達第17号）

1 この達は、平成30年6月25日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、次の表の左欄に掲げる試行の課程等を修了した者は、それぞれ同表右欄に掲げる課程等を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

F－35A機種転換操縦課程（試行）	F－35A機種転換操縦課程
EC－1機種転換操縦講習（試行）	EC－1機種転換操縦講習

（航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達の一部改正）

3 航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達（昭和42年航空自衛隊達第3号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1中「教育課程の名称、修了年月日」の次に「又は試験合格の名称、合格年月日」を追加する。

附 則（令和元年6月10日航空自衛隊達第5号）

1 この達は、令和元年6月10日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、E－2D機種転換操縦課程（試行）を修了した者は、E－2D機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和元年9月20日航空自衛隊達第17号）

この達は、令和元年9月20日から施行する。

附 則（令和2年12月23日航空自衛隊達第58号）

1 この達は、令和2年12月23日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、U－680A機種転換操縦課程（試行）を修了した者

は、U－680A機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和3年5月21日航空自衛隊達第47号）

この達は、令和3年5月21日から施行する。

附 則（令和4年3月31日航空自衛隊達第28号）

この達は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和4年6月24日航空自衛隊達第41号）

1 この達は、令和4年6月24日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、空中給油・輸送機操縦（KC－767）課程（試行）を修了した者は、空中給油・輸送機操縦（KC－767）課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和4年11月22日航空自衛隊達第49号）

この達は、令和4年11月22日から施行する。

附 則（令和6年3月6日航空自衛隊達第6号）

この達は、令和6年3月6日から施行する。

附 則（令和6年6月25日航空自衛隊達第39号）

（施行期日）

1 この達は、令和6年6月25日から施行する。

（経過措置）

2 この達施行の際、E－767を指定されている者についてはKC－767及びKC－46Aの指定を、KC－767を指定されている者についてはE－767及びKC－46Aの指定を、KC－46Aを指定されている者についてはE－767及びKC－767の指定をそれぞれ追加するものとする。

別表第1（第2条第1項関係）

課程又は講習名	指定機種
基本操縦（T－4）後期課程	T－7 T－4
基本操縦（T－400）課程	T－7 T－400
基本操縦（T－400）課程（長期）	T－7 T－400
米留T－38基本操縦課程	T－7
米留T－6基本操縦課程	
米留T－1A基本操縦課程	T－7 T－400
初級操縦教官（T－7）課程	T－7
初級操縦教官機種転換（T－7）課程	
T－7機種転換操縦講習	
基本操縦前期教官（T－4）課程	

基本操縦後期教官（T－4）課程	T－4
基本操縦前期教官（T－4）課程講習	
基本操縦後期教官（T－4）課程講習	
T－4機種轉換操縦課程	
T－4機種轉換操縦課程講習	
米留T－400機種轉換操縦課程	T－400
T－400機種轉換操縦課程	
T－400機種轉換操縦課程講習	
F－4EJ機種轉換操縦課程	F－4
F－4EJ機種轉換操縦課程講習	
RF－4E操縦講習	
戦闘機操縦（F－15）課程	F－15
米留F－15操縦課程	
F－15機種轉換操縦課程	
F－15機種轉換操縦課程講習	
F－2機種轉換操縦課程	F－2
F－2機種轉換操縦課程講習	
戦闘機操縦（F－2）課程	
米留F－35A機種轉換操縦課程	F－35A
F－35A機種轉換操縦課程	
輸送機操縦（YS－11）課程	YS－11
輸送機操縦（YS－11）課程講習	
YS－11操縦講習	
米留E－2操縦課程	E－2
E－2C機種轉換操縦課程	
E－2C機種轉換操縦課程講習	
米留E－2D機種轉換操縦課程	E－2D
E－2D機種轉換操縦課程	
米留C－130機種轉換教育課程（操縦）	C－130
C－130機種轉換操縦課程	
C－130機種轉換操縦課程講習	
輸送機操縦（C－130）課程	
輸送機操縦（C－130）課程講習	
輸送機操縦（C－1）課程	C－1/E C－1
輸送機操縦（C－1）課程講習	
C－1機種轉換操縦課程	
C－1機種轉換操縦課程講習	
EC－1機種轉換操縦講習	EC－1
輸送機操縦（C－2）課程	C－2
C－2機種轉換操縦課程	

米留 E－767機種転換操縦課程	E－767/KC－767/KC－46A
E－767機種転換操縦課程	
米留 KC－767空中給油・輸送機機種転換課程	
KC－767機種転換操縦課程	
空中給油・輸送機操縦（KC－767）課程	
米留 KC－46A機種転換操縦課程	
米留 CH－47機種転換操縦課程	CH－47
CH－47J機種転換操縦課程	
CH－47J機種転換操縦課程講習	
米留 UH－60機種転換操縦課程	UH－60
救難操縦（UH－60J）課程	
救難操縦（UH－60J）課程講習	
UH－60J機種転換操縦課程	
UH－60J機種転換操縦課程講習	
米留 U－125機種転換操縦課程	U－125
救難操縦（U－125A）課程	
救難操縦（U－125A）課程講習	
救難操縦教官（U－125A）課程	
救難操縦教官（U－125A）課程講習	
U－125A機種転換操縦課程	
U－125A機種転換操縦課程講習	
U－125操縦講習	
米留 U－4機種転換操縦課程	U－4
U－4機種転換操縦課程	
U－4機種転換操縦課程講習	
米留 U－680A機種転換操縦課程	U－680A
U－680A機種転換操縦課程	
米留 RQ－4B機体操縦課程	RQ－4B
RQ－4B機種転換操縦課程	

注：課程又は講習名の欄には、試行の課程又は講習を含む。

別表第2（第2条第2項関係）

技能証明	機種指定
国土交通大臣が行う定期運送用操縦士の資格に係る技能証明 （ボーイング式777－300ER型の型式限定）	B－777
国土交通大臣が行う事業用操縦士の資格に係る技能証明	

(ボーイング式777-300ER型の型式限定)	
-------------------------	--